

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】平成30年3月29日(2018.3.29)

【公開番号】特開2016-164424(P2016-164424A)

【公開日】平成28年9月8日(2016.9.8)

【年通号数】公開・登録公報2016-054

【出願番号】特願2015-44517(P2015-44517)

【国際特許分類】

F 16 C 29/06 (2006.01)

【F I】

F 16 C 29/06

【手続補正書】

【提出日】平成30年2月16日(2018.2.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0021】

また、保持板7は、図9～図12に示すように、実質的に断面直角二等辺三角形の形状に形成され、直角二等辺三角形の頂点のV字形の凸部35がケーシング3の袖部33の内側側面34に形成されたV字形の凹溝31に係合し、二辺のガイド面22でローラ5の端面21をガイドするように配設されている。保持板7には、その底面53に長手方向に延びる凹溝40が形成されており、凹溝40には実施例では二箇所に貫通孔45が形成されている。保持板7をケーシング3に固定する時に、固定具となる固定板26を凹溝40に配置し、ボルトを貫通孔45に通したケーシング3に螺入して固定することができる。保持板7には、ガイド面22の端部に鍔部46が形成されており、該鍔部46が機能して、潤滑板10が配設された保持板7がケーシング3に固定された状態では、スライダ2を軌道レール1から取り外して時に、ローラ5が脱落しないようにローラ5の端面21を支えてローラ5を保持する。